

## 羅臼町デジタルサイネージ設置及びコンテンツ制作委託業務に係る仕様書

### 1 業務名

羅臼町デジタルサイネージ設置及びコンテンツ制作委託業務

### 2 業務の目的

当町の主要産業は一次産業の漁業であるが、水揚げの減少に伴う減船などの影響もあり、雇用の機会を失った町民等が町外へ転出したことが人口減少の一因となっている。

また、出稼ぎで来ていた町外からの労働者も減少し、漁業に係る関係人口も減少している。このことから、町内全体の消費能力が低下しており、飲食店、商店等についても減少傾向にあることから、町内における新たな消費循環及び関係人口が増加する仕組み作りが必要である。

本町は世界自然遺産知床を有しており、国内外でも一定のブランド力があることから、観光客の入込については新型コロナウイルス蔓延以前の数値に回復をしている。

この観光客、インバウンド等、来訪者の消費行動を促すため、新たな取り組みとして、町内の観光施設等に多言語対応をしたデジタルサイネージを設置し、「観光情報」や「施設情報」等のコンテンツの配信を通じ、情報接点を持たせることで非計画行動を促し、観光周遊を通じた地域事業の活性化及び関係人口の増加を図り、地域経済のさらなる発展を目指すことを目的とする。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

### 4 運用開始日

令和8年2月1日（予定）※契約後、作業スケジュールにより要調整

なお、運用テスト等を含めて町担当者の検認を開始期日の7日前には終えることとする。

### 5 設置施設

知床らうす交流センター及び羅臼町役場（別紙1参照）

### 6 業務概要

- ① デジタルサイネージ機器（筐体、配線類、コンテンツ運営用PC、TVチューナーなどデジタルサイネージ向けコンテンツの運用に必要な周辺機器一式を含む）の調達
- ② デジタルサイネージ機器の設置
- ③ デジタルサイネージ向けのコンテンツ（静止画、動画等を活用したコンテンツ、本業務の目的及び「8. 業務要件（2）本業務で制作するタッチパネル式サイネージのコンテンツに関する要件」に合うコンテンツ、その他受託者が提案するコンテンツ）の制作

- ④ デジタルサイネージ向けのコンテンツ運用に必要なシステム構築
- ⑤ 今後の観光周遊策や移住促進施策等の施策に活用するデータ取得に要する機器等の設置とシステムの構築
- ⑥ デジタルサイネージ機器及びコンテンツの試験運転、調整、操作方法の説明
- ⑦ その他本業務に必要な事項

## 7 業務要件

### (1) デジタルサイネージ等の整備に必要な機器の導入

各施設の設置場所は別紙2に示された場所を予定しているが、現地調査等により別の設置場所を提案する事も可能とする。最終的な設置場所については、受託者、施設管理者等との協議の上、決定することとする。

設置するデジタルサイネージ機器については、周辺機器も含め、それぞれの設置施設の現況に相応しい意匠となるような提案をすること。

#### ① 各設置施設における機器構成

次の仕様を満たす機器を設置するものとするが、受託者が想定する用途、設置場所等を考慮して、より良い機能等の提案も可とする。なお、納入する機器は全て新品とし、買い取りとする。

※提案上限金額の範囲内において、各施設の台数を増やす提案をすることも可能とする。

【デジタルサイネージ機器一覧及び仕様】

設置機器仕様	<p>●知床らうす交流センター 『デジタルサイネージ』（屋内用） 1 台 ・ディスプレイサイズ…75 インチ（筐体式） 『タッチパネル式ディスプレイ』（屋内用） 1 台 ・ディスプレイサイズ…75 インチ（筐体式） ・デジタルサイネージ及びタッチパネル式ディスプレイそれぞれ単独設置での提案も可とするが、可能な限り、一体となった筐体式のものとする。</p> <p>●羅臼町役場 『デジタルサイネージ』（屋内用） 1 台 ・ディスプレイサイズ…75 インチ（ディスプレイスタンド） ※知床らうす交流センター及び羅臼町役場に整備する『デジタルサイネージ』のコンテンツの登録は、町の担当部署及び観光協会の端末から行えること。</p>
向き	横
解像度	FHD（1920×1080）以上
輝度	400cd/m <sup>2</sup> 以上
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『デジタルサイネージ』において、地上デジタル放送の投影が可能な機器構成とすること。</li> <li>・配置場所までのアンテナ線工事も費用に含めること。</li> <li>・現状のアンテナ線の場所については、『別紙2 デジタルサイネージ設置想定場所』参照。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作及び設置、機器の仕入れ、システム構築、タッチコンテンツ制作及び更新、維持管理。</li> <li>・無線 LAN 若しくは有線 LAN によりネットワークに接続することができること。</li> <li>・有線 LAN が必要な場合は、知床らうす交流センター及び羅臼町役場共に配線工事が必要であるため、費用に含めること。</li> </ul>

【その他の機器について】

その他必要機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の観光周遊や移住施策等のまちづくりの基礎となるデータ取得に必要な機器。</li> <li>・その他、受注者が提案したコンテンツを実現するために必要な機器。</li> </ul>
---------	--

- ・『デジタルサイネージ』機器は、インターネットに接続したクラウドサーバー等を経由した運営用 PC によるコンテンツの管理（更新・操作）を可能とすること。
- ・『デジタルサイネージ』のコンテンツ管理については、運営用ソフトウェアまたはアプリケーションにより、直感的な操作をもってコンテンツの更新・操作ができるものを提案すること。

・業務完了後の『デジタルサイネージ』に掲載するコンテンツ更新は羅臼町において行うことから、仕様の変更など大幅な変更を除き、発注者において新たな費用負担が生じないような提案をすること。

タッチパネル式サイネージのイラストマップ等の各コンテンツ更新については、発注者からの依頼があった場合、受託者においてコンテンツの制作を行い、更新を行うこと。

また、更新に係る費用も含め、次年度以降の契約内容についても提案をすること。

・パワーポイントで作成したデータを掲載できるようにするなど、汎用性の高いデジタルサイネージ機器とすること。

・システム設計及びインストール作業については必ず受注者において行うこと。

・システム設計に係る費用はすべて受注者の負担とする。

・本仕様書に明記のないハードウェア・ソフトウェアであっても、本業務を円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。

・本業務で設置するデジタルサイネージ機器のメーカー等保証期間は、提案事項とする。

この保証期間内に発注者の責めによらない機器の故障等が発生した場合、管理運営・保守契約の継続に関わらず、無償修復を行うこと。ただし、本修理作業に係る現地作業費は別途羅臼町と協議の上、決定すること。(供用開始までの試験運用中のクラウドサーバー使用料やインターネット通信費については、本業務に含めるものとする)

## (2) 本業務で制作するタッチパネル式サイネージのコンテンツに関する要件

### ① コンテンツの基本要件

・コンテンツは、下記の内容を想定し、タッチパネル操作による情報の配信、映像の掲出によるPRを行い、地域活性化や観光周遊に資するものとする。ただし、事業者による新たな提案における検討結果等については、受注後、羅臼町と協議の上内容を決定することとする。

ア 観光情報（観光地、観光施設の情報）

イ 各サイネージ設置施設毎の詳細情報

ウ 飲食店の情報

エ 羅臼町の歴史（史跡標柱）巡りの情報

オ 知床財団、環境省に係る情報

カ まちの情報・暮らしの情報（公共施設の紹介、まちの施策等）

キ 移住定住情報

ク 特産品、旬の海産物等の情報

ケ ふるさと納税の情報

コ おすすめフォトスポット

サ 災害情報・防災情報

シ 広告枠

ス 観光庁「多言語解説整備支援事業」における翻訳データを活用したコンテンツを制作すること。※別紙3、別紙4、別紙5参照

セ 羅臼町公式SNS及び知床羅臼町観光協会SNSの閲覧機能を搭載し、フォロワー数の増加を図るコンテンツを制作すること。

ソ その他の提案

## ② 知床・羅臼管内広域マップ

- ア 知床・羅臼管内のイラストを用いたマップで表現し、観光地や公共施設の位置関係がわかるよう、1画面で広範囲を表示する。
- イ 主な観光スポットなどにはイラストを表示し、ギミックや効果音を設定する。
- ウ アイコンをタッチすると観光スポット情報がポップアップ表示しイラストマップと連動する。
- エ イラストマップ内の各観光施設をタッチすると観光スポット情報がポップアップ表示する。
- オ アイコンは、カテゴリー毎やエリア毎、施設名毎など多種多様な情報を持つものとし、町と協議して作成すること。
- カ ポップアップには、写真とスポットに係る基本情報（100文字程度）を表示し、町の観光情報サイトや将来的にユニ・ボイスへのリンクとなるQRコードも表示できるようにすること
- キ 観光スポットの表示件数は、一部基幹となるスポットを除き知床・羅臼管内合計で30箇所程度とする。
- ク 羅臼町のイベントなどの情報が表示できること。
- ケ バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れ、多様な利用者にとって視覚的に分かりやすく、操作しやすいものとする。
- コ 町の観光周遊や観光促進、まちづくりに関する施策に活用可能なタッチログデータを取得可能とする。

- ・観光情報や飲食店の情報、歴史の情報などについて地図データと連動したものとする。
- ・有事・緊急時（災害時）には、簡易的な操作においてサイネージ画面（トップページ）を災害情報の発信に切り替えることが可能なコンテンツ運営ソフトウェアを採用すること。
- ・外国からの観光客に対応するため、日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の5言語に対応し翻訳表示するものとする。
- ・コンテンツ作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等の撮影については、受注者が行うものとする。なお、必要な素材等については、あらかじめ受注者が保有している素材を使用して差し支えない。また、双方協議の上、羅臼町が所有し提供する素材を使用することも可とする。
- ・本業務の成果物（コンテンツ）に関する権利は、羅臼町に帰属するものとする。
- ・本業務では、各コンテンツ内に広告枠を設けることが可能なコンテンツ運営ソフトウェアを採用すること。
- ・本業務のほか、先進的なコンテンツが将来的に追加できる拡張性について、提案内容に含めること。

### ③ 緊急時/災害時におけるコンテンツについて

#### (1) エリアメール表示

緊急速報「エリアメール」サービス等に対応し、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信した際に自動的にその表示に切り替える機能を有する事。

#### (2) メール表示機能

ア 事前に登録されたメールアドレスよりサイネージに対してメール送信することにより、そのメールのテキスト情報及び添付画像をサイネージ画面に自動的に表示することが出来る機能を有する事。

イ 表示は1件目を表示したのち、2件目の受信以降は最新のものが上部に挿入され、過去の表示と同時に表示する。

ウ 羅臼町が承認する民間団体等の担当部署からも登録及び配信ができるものとし、事前登録のメールアドレスは複数登録できること。

### ④ システムの基本要件

- ・デジタルサイネージ機器は、運用用PCからインターネットに接続しクラウドサーバーを経由してコンテンツを管理し、羅臼町役場を含む町内各施設から遠隔での更新・操作を可能とすること。また、複数のユーザーが登録でき、それぞれが個別にシステムにログインし操作することができること。

- ・各施設が個別に配信するコンテンツを選択できること。

- ・セキュリティ上の観点から、ログイン認証にはID・パスワードの入力を必須とすること。

- ・デジタルサイネージ機器及びコンテンツの運営に精通していない者が日々の管理を行うことを想定した説明マニュアルを用意すること。

- ・静止画コンテンツ（イベントポスター等）及び動画コンテンツ（動画配信インターネットサイト上の動画等）を再生できるものとする。

#### (3) データ取得について

本業務はデジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すことを目的とした「令和6年度新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型(TYPE1)」の採択を受け実施する事業である。そのため、デジタルサイネージの設置及びコンテンツ配信により観光周遊を促進し地域活性化を図るだけでなく、デジタルサイネージを活用し、今後の観光周遊や観光促進、移住促進等のまちづくりに関する施策に活用可能なデータを取得することで、更なるまちの魅力向上と賑わいのあるまちづくりを推進していくものである。

- ・データを取得するためにデジタルサイネージに関連する機器または付随する機器等の設置が必要な場合、その設置に要する費用は本業務に含めるものとする。なお、本業務はデジタルサイネージの設置及び関連する機器の設置に関する事業であるため、データ取得に必要な機器については、デジタルサイネージとの関連性が無いものの提案は不可とする。

- ・データを取得するためにシステム等の構築が必要な場合、その費用は本業務に含めるものとする。

#### (4) 機器の設置に関する要件

各施設の設置場所は別紙2に示された場所を予定しているが、現地調査等により別の設置場所を提案する事も可能とする。最終的な設置場所については、羅臼町、施設管理者等との協議の上、決定することとする。なお、設置場所において、新たな電源配線等に係る工事が必要な場合の費用は本業務に含めるものとする。

- ・設置に当たっては、転倒防止など通行人の安全を確保及び盗難防止の十分な措置をとること。
- ・設置場所において新たな電源配線工事が必要な場合はその費用は本業務に含めるものとする。
- ・作業を行うときは、カラーコーン、カラーバー等で作業帯を明示するとともに安全通路を確保すること。

#### (5) 目標値

下記の数値は「新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型(TYPE1)」の申請における目標値(KPI)等であるが、契約業者においては下記の数値を念頭に事業展開を企画すること。ただし、委託期間終了時に目標値に達成しなくとも、原因の評価、検証及び報告を行うとともに、その経過を経たうえで契約不履行として扱わないこととする。

##### ●アウトプット指標

###### 【サイネージタッチデータ (利用頻度)】

2025年度末	10,000
2026年度末	15,000人
2027年度末	20,000人

###### 【羅臼町及び知床羅臼町観光協会公式SNSフォロワー数】

2025年度末	27,000人
2026年度末	29,000人
2027年度末	31,000人

##### ●アウトカム指標

###### 【ふるさと納税の件数】

2025年度末	40,000人
2026年度末	45,000人
2027年度末	50,000人

## 8 システムの管理・監視

(1) 管理サーバー上において遠隔でデジタルサイネージの配信状況の確認が行えること。  
確認項目は以下を対象とする。

- ・配信端末の起動時間、現在の稼働状況、通信接続状況、通信接続履歴、表示情報
- ・ディスプレイの起動時間、接続状況

(2) 各機器は遠隔での制御が行えるものとし、有事の際に発生事象の切り分けが行えるシステム構成とすること。

- (3) システム全体や管理サーバーにおいて適切にセキュリティ対策を講じること。  
詳細は受託者決定後に 別途調整を行う。

## 9 設計及び設置

- (1) 筐体を含む本業務に係る設計及び設置にあたっては、寸法、取付箇所、電気工事、ネットワーク等について、羅臼町役場担当者と十分に協議すること。

## 10 所有権等

- (1) 本業務による成果品は羅臼町の所有とし、羅臼町の承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。ただし、市販品や受託者保有のソフトウェア部分は除く。
- (2) 本業務による成果品の著作権（著作権法第27条から第28条までに規定する権利をいう。）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）は羅臼町に帰属するものとする。ただし、市販品や受注者が開発し、汎用的に使用しているソフトウェアやハードウェア部分は除く。
- (3) 受託者は、羅臼町に対し受注者が成果物を創作したことが第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 受託者は、羅臼町に無償提供した著作権及び羅臼町が提供するデータ等を羅臼町の許可なく第三者に譲渡しないこととする。

## 11 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

## 12 業務委託料の支払い

受託者は、事業終了後に報告書を提出した後、委託料を羅臼町に請求する。羅臼町は、受託者の指定する口座に、請求日から30日以内に請求額を振り込むものとする。

## 13 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。但し、書面により羅臼町の承認を得た場合は、この限りではない。

## 14 報告及び検査

羅臼町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

## 15 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。



## 16 個人情報保護の保護体制

羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外に利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

## 17 契約内容の変更

- (1) 羅臼町は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
- (2) 前項の場合、羅臼町と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- (3) 羅臼町は第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 18 仕様書の改訂

羅臼町又は受託者が、本仕様書の内容の変更を申し出したときは、羅臼町と受託者との協議の上、本仕様書の変更を行うことができる。

## 19 契約の解除

- (1) 羅臼町は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。
  - ア 監督官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき
  - イ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
  - ウ 破産、会社更生、特別決算、民事再生法手続開始決定の申し立てがあったとき
  - エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - オ 解散、合併、会社分割、営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
  - カ 信用貸力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (2) 羅臼町又は受託者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を勧告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

## 20 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。但し、その損害のうち、羅臼町又は第三者の責に帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

## 21 その他

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 町または本町関係者から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本町の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、計画等の内容については外部に漏洩しないこと
- (4) 設置後の維持管理については別途契約書等を締結すること。
- (5) 成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ羅臼町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (7) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (8) 本業務の成果品に係る権利は、原則羅臼町に帰属する。また、加工、二次利用及び第三者への公表ができるものとする。
- (9) プロポーザルにより選定された事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、場合によっては双方協議の上、業務内容に修正・変更を加える場合がある。
- (10) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、受託者と羅臼町が必要に応じて協議して定めるものとする。